

インドネシア 貿易管理制度「輸出管理その他」詳細

1. 輸出ライセンス

2019年12月31日付財務大臣規定2019年第219号（No. 219/PMK. 04/2019）により、輸出業者には関税総局へ登録し、通関システムへのアクセス承認を得ることが定められている。通関アクセスとして有効な事業基本番号（NIB）をオンライン・シングル・サブミッション（OSS）を通じて取得した者は、通関登録が済み、その条件を満たしたものと見なされる。（外国企業の会社設立手続き・必要書類－「外国企業の会社設立手続き・必要書類」参照）

また、規制品目を輸出する場合は、商業省国際貿易総局の許可が必要（貿易管理制度「輸出品目規制」詳細を参照）。

2. 輸出価格の審査

輸出価格の安定を図る為、商業省は一定期間毎に指定品目の輸出標準価格を定めている。指定品目の標準価格は、商業大臣規定や財務大臣規定で随時公表される。

3. 輸出に関する検査

財務省関税総局が担当。

4. 原産地証明書の発行手順

2018年1月19日付商業大臣規定2018年第24号（2019年2月27日付商業大臣規定2019年第19号、2019年7月29日付商業大臣規定2019年第59号、2020年4月1日付商業大臣規定2020年第39号、2023年12月6日付商業大臣規定2023年第34号にて変更）によると、インドネシアの原産地証明には特惠原産地証明と非特惠原産地証明があり、いずれも原産地基準（完全生産品、付加価値の含有、関税分類の変更、特殊プロセスの各規定）、積送基準、原産地証明発行プロセスの規定が満たされた場合に発行されるとしている。発行はオンラインで行われ（e-SKA、<https://e-ska.kemendag.go.id/cms.php/home>）、デジタル署名の規定もある。

輸出に原産地証明の取得が義務付けられる特定品目は、0901のコーヒー関連製品および2101のコーヒー加工品の計16品目。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan、<https://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）で確認できる。

原産地証明の発行機関については、商業大臣規定2019年第59号に従い、商業大臣決定にて指定がある。2024年10月時点で有効なのは2024年1月18日付商業大臣決定2024年第28号で、商業を管轄する県の局など96カ所が指定されている。商業省ウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan、<https://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）参照。

このほか、以下のような規定もある。

(1) 海草輸出の原産地証明書

2013年4月3日付海洋水産大臣規定2013年第7号（No. 7/PERMEN-KP/2013）にて、海草の輸出を行う者には、水産物の品質・安全性維持・水産検疫庁が発行する海草原産地証明書の保有が義務付けられている。

(2) オリジン・デクラレーション

2018年12月5日付商業大臣規定2018年第111号にて、一般特惠関税制度（GSP）の枠組みにおける欧州連合（EU）加盟国への輸出及びASEAN加盟国・自己証明制度実施のための第2次パイロット・プロジェクトの枠組みにおけるフィリピン、ラオス、タイ、ベトナムへの輸出には、オリジン・デクラレーションを使用することもできるとされている。これは従来のセルフ・サーティフィケーションに代わるもので、原産地証明書同様、商業省の原産地証明書電子システム（e-SKA、<http://e-ska.kemendag.go.id>）を通じて発行される。

(3) 特惠原産地証明

国際貿易協定の枠組みでインドネシア産品を輸出する場合に必要な原産地証明書をめぐり、商業省が原産地規則と原産地証明発行規則を定めている。（関税制度「特惠等特別措置」詳細および「対日輸入適用税率」詳細を参照）

5. 業者登録

特定の品目の輸出には、輸出業者としての登録を必要とするものがある。その場合、輸出割当量や輸出港などが定められることが多い（貿易管理制度「輸出品目規制」詳細を参照）。

6. 輸出承認

輸出に際して輸出承認の取得が義務付けられる品目がある。輸出承認において、輸出割当量や輸出港などが定められることが多い。（貿易管理制度「輸出品目規制」詳細を参照）

7. 船積み前検査

輸出にあたり船積み前検査を課される品目がある。船積み前検査は、輸出の都度、政府が認定したサーベイヤーによって行われ、検査では主に：

- a. データ等に対する調査および検査
- b. 輸出数量、船積み時期、船積み国／港、原産国
- c. 輸出品の種類と仕様

等が確認される。対象品目については、貿易管理制度「輸出品目規制」の記載を参照のこと。

保税物流センターでの船積み前検査も可能になっている。

船積み前検査の一般規定：2021年4月1日付商業大臣規定2021年第16号

なお、従来パーム製品の輸出に義務付けられていた船積み前検査は、2019年2月25日付商業大臣規定2019年第17号にて撤廃になった。代わりに、2019年3月1日付財務大臣規定2019年第22号（No. 22/PMK. 04/2019）にて、パームとCPO、およびその他パーム製品の輸出品に対し税関が、リスクマネジメントに基づきセレクトティブに、輸出申告書の提出前でも後でも、実物検査を行うことができる、と規定している。（下記 9. その他の（5）「パーム製品の実物検査」の項参照）

8. 検疫：

動植物や水産物等の輸出には検疫義務が課されている。

- ・ 2019年10月18日付2019年第21号植物・水産物・動物検疫法
- ・ 動物・植物・水産物検疫：2023年6月6日付政令2023年第29号
- ・ 家禽検疫：2014年3月10日付農業大臣規定2014年第37号
（No. 37/Permentan/OT. 140/3/2014）
- ・ 植物検疫：2017年1月17日付農業大臣規定2017年第1号
（No. 01/Permentan/KR. 020/1/2017）

インドネシアから持ち出される植物は、定められた港にて植物検疫を受けないとならない。貨物の場合、荷主が船荷の24時間前までに、乗客の持ち込み荷物や郵送品の場合は遅くとも搬出地到着時点までに、それぞれ検疫所に検疫を申請。書類検査と衛生検査（検視および／あるいはラボラトリー検査）が行われ、この結果、問題なしと認められた植物に植物検疫証明（Phytosanitary Certificate for Export/Re-export）が電子発行される。

植物検疫証明が発行された植物は、発行日から30日以内に輸出されないとならない。

- ・ 動植物の搬出地の制限：2011年12月29日付農業大臣規定第94号（No. 94/Permentan/OT. 140/12/2011、2014年3月25日付農業大臣規定2014年第44号（No. 44/Permentan/OT. 140/3/2014））、2017年9月27日付農業大臣規定2017年第35号（No. 35/PERMENTAN/KR. 020/9/2017）、2018年8月3日付農業大臣規定2018年第35号（No. 35/PERMENTAN/KR. 020/8/2018）、2019年4月4日付農業大臣規定2019年第20号、2022年11月14日付農業大臣規定2022年第16号で変更）
- 搬出地に指定されているのは、国際・国内118空港、海・河川・島しょ間港と専用・特別ターミナル401カ所、15国境検問所、65郵便局、2ドライポート。
- ・ 動植物検疫に必要な書類と記入方法：2021年1月7日付農業大臣規則2021年第1号
- ・ 搬出地外での植物検疫処置：2014年3月10日付農業大臣規定第38号（No. 38/Permentan/OT. 140/3/2014）

- ・ 搬出地外での動物検疫処置：2018年4月16日付農業大臣規定2018年第15号 (No. 15/PERMENTAN/KR. 100/4/2018)
- ・ 水産物の検疫：2022年6月7日付海洋水産大臣規則2022年第8号
輸出において水産物検疫と品質や安全性の検査が義務付けられる水産物として、8桁のHSコードベースで508品目が挙げられている。詳細は法務人権省法規総局ウェブサイトの大臣法令ページ (Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia Direktorat Jenderal Peraturan Perundang-undangan Daftar Peraturan Menteri、<http://ditjenpp.kemenkumham.go.id/database-peraturan/peraturan-menteri.html>) 参照。Health Certificate と船積み許可 (SPM) が必要。

9. その他

(1) インドネシア規格の天然ゴムの輸出規定

2021年4月1日付商業大臣規定2021年第26号で、技術的明細 (TSNR) /インドネシア・ゴム規格 (SIR) 付の天然ゴムの製造輸出業者は、輸出を行う前に商業省からSIR製造業者登録証 (TPP SIR) を取得することが義務付けられている。対象は、HSコードex. 4001.22.10、ex. 4001.22.20、ex. 4001.22.30、ex. 4001.22.40、ex. 4001.22.90に該当するTSNR/SIR付天然ゴム。TPP SIRはインドネシア国家規格 (SNI) 1903:2017を満たしたSIRに基づき発行されるもので、このことはSNI証使用製品証明 (SPPT SNI) で証明する。

(2) 通関メインパートナー：

2023年11月28日付財務大臣規定2023年第128号にて、優良な輸出業者を、通関分野で特別サービスを供与される通関メインパートナーに認定することがあるとしている。

通関メインパートナーは、過去6ヶ月間に

- a) 輸出申告書において、物品の数量や種類、通関価額の記載に誤りがなく、
- b) 通関分野におけるファシリティの悪用もなく、
- c) 通関分野におけるその他の違反もなく、

輸出関税や租税、罰金等の未払いもなく、通関監査を受けた場合には直近の監査で監査ができないという意見がついていない、などの要件を満たした輸出業者を対象に財務省関税総局により認定されるもので、認定されると、通関分野におけるさまざまな便宜が供与される。旧令では、通関における書類検査や貨物検査の頻度を最低限に抑える等の便宜が認められる、とされていた。また、関税総局職員が専属のクライアント・コーディネーターに指名され、通関メインパートナーに対してコンサルティング、コーディネート、指導、モニタリングを提供する。

(3) インドネシア海運・保険の利用義務

2020年4月1日付商業大臣規定2020年第40号(2020年7月7日付商業大臣規定2020

年第65号で変更)にて、輸送能力が載貨重量トン数で1万トンまでの海上輸送機関を使用して石炭(HS 27.01~27.08.) および/あるいはCPO(HS 1511.10.00)を輸出する場合、インドネシアの海運会社が運営し、そのデータが商業省国際貿易総局へ届けられたインドネシアの海上輸送機関と、商業大臣から登録証を取得したインドネシアの保険会社または政府系輸出金融が提供するインドネシアの保険を利用することが義務付けられている。船積み前検査義務、インドネシアの海上輸送機関とインドネシアの保険の利用実績報告の義務あり。

(4) パーム製品の实物検査

2019年3月1日付財務大臣規定2019年第22号(No. 22/PMK. 04/2019)にて、税関によるパームとCPO、およびその他パーム製品の輸出に対する实物検査について規定。液状のもの場合は、輸出申告書の提出前の船積み申請に基づき实物検査が行われ、この検査結果に基づいて輸出申告書が提出される。一方、液状でないもの場合は、申請により实物検査が行われ、この検査結果に基づいて輸出申告書が提出される实物検査を申請しない場合は、関税総局のラボラトリー、または輸出業者が税関に登録したラボラトリーによる検査結果を輸出申告書に添付する。

なお、パームとCPO、およびその他パーム製品の輸出には輸出関税とパーム農園基金が徴収され、輸出承認の取得が必要な品目もある(貿易管理制度「輸出品目規制」詳細を参照)。

(5) 優良輸出業者の認定

2021年4月1日付商業大臣規定2021年第17号にて、商業大臣が優良輸出業者を認定することになった。条件は：

- a. 過去1年間において、すべての各輸出承認について実績報告義務を履行したこと
- b. 過去2年間の納税者ステータスの確認がコンファームされていること
- c. 過去2年間において、本業通りの物品輸出を行ったこと
- d. 過去2年間において、輸出分野の法令違反に対する許認可の取り消しという形での行政罰則を科されていないこと
- e. 現時点で、輸出分野の法令違反に対する警告、許認可の留保または凍結といった行政罰則を受けていないこと；かつ
- f. 商業分野における刑事罰を科されたことがないこと

このほか、財務省関税総局から通関優先パートナー(MITA)に認定されている業者、または非石油ガス輸出の向上に貢献した輸出業者へ贈られるプリマニヤルタ賞を受賞した業者も、商業大臣によって優良輸出業者に指定されることができる。優良輸出業者に認定されると、黒もち米、ミディアム米、有機米、プレミアム米、家畜・家畜製品、野

生動植物、他の燃料、政府補助なし尿素肥料、金属スクラップ・残余物の9種類の輸出承認が電子的・自動的に発行される。

(6) AEO(Authorized Economic Operator)制度

2024年12月8日付財務大臣規定2023年第137号にて、セキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸出業者らを認定し、通関分野における便宜や特別サービスを与えるAEO制度について定められている。

AEOは、関税や租税分野での犯罪歴がなく、過去2年間に公認会計士の会計監査を受けた輸入業者らで、関税分野の法令規則を順守し、倉庫データ管理システムや十分な財務能力、コンサルティング・協力・コミュニケーション・システム、教育・訓練システム、計測・分析・向上システムを有する、といった要件を満たす者を対象に、輸出業者らの申請に基づき関税総局が認定する。認定期間は5年間。認定されると、税関手続の簡素化や優先等さまざまな便宜が受けられる。

以上